

# 建設工事請負契約における 「署名又は記名押印」規制について

令和7年3月4日  
規制改革推進会議  
デジタル・AI WG

## 請負契約の書面交付

- 建設業法では、後日紛争の防止、請負契約の「片務性」の改善等の観点から、建設工事の請負契約の当事者に対し、工事内容や請負代金の額、工事着手・完成の時期等について記載した書面の相互交付を義務づけている。

### 請負契約の片務性

- ✓ 建設工事の請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいという問題。
  - ✓ 一般に、建設工事請負契約においては、受注者である建設業者に対し、発注者・注文者の立場が強いことが多く、結果として建設業者に不当過大な義務を課す等により、不正工事の誘因となる不当に低い請負価格で工事を行うような事態が生じやすい。
- 一方、書面による手続きに代えて、一定の基準を満たす場合には、電磁的措置による契約締結を認めることで、電子商取引の促進を図っている。

## 契約における署名又は記名押印

署名: 自己の氏名を自ら書き記すこと。自署  
記名: 自ら氏名を書き知る必要はなく、他人が書いてもよいし、印刷でも可

- 建設業法では、契約書の作成・締結に係る責任主体の明確化、契約当事者間の契約内容に対する理解促進等の観点から、請負契約の当事者に対し、契約書への署名又は記名押印を義務づけている。
- 取引現場における実態を踏まえ、基本契約書を相互交付のうえで個別重要事項は「注文書」及び「請書」に記載するという形態による請負契約締結も可能であるが、法§19①に基づく署名又は記名押印は同様に求められている\*。

※規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)を参考に国交省にて要約

- 請負契約の中には、契約金額が少額かつ契約期間が長期にわたらない契約も存在するところ、小規模契約を含め、全ての請負契約に対し、押印等の規制を設け続けることは、IT・通信環境の進展に伴う現在の働き方に則しておらず、建設業の生産性向上を妨げる要因となっている。
- 建設工事請負契約における署名又は記名押印規制を緩和することで、契約当事者双方において、物理的に紙に印刷して署名押印する業務を少なくし、現代の働き方に則した契約業務、建設業界の生産性向上を実現すべきである。
- なお、技術的基準が不明確であること、電子署名にコストがかかること等の理由で、請負契約の電子化はまだ一般化していない。

- 契約書において署名又は記名押印を求める趣旨は、契約書の作成・締結に係る責任主体を明確化するとともに、契約当事者間の契約内容に対する理解を促進することで、後日紛争の防止を図るもの。
- 建設業においては特に価格転嫁の推進が強く求められ、政府全体としても発注者と建設業者とのパートナーシップ構築に向けた適正な取引環境の整備を進めているところ、署名又は記名押印規制の見直しは、
  - ✓ 相対的に立場の弱い受注者から見た請負契約の片務性
  - ✓ 建設工事に係る請負契約の締結の経験が乏しい一般消費者において、十分に契約内容を理解しないまま高額の対価を支払うリスクを助長することとなるなど、後日の紛争の増加につながりかねず、取引適正化の取組みを阻害するおそれがあることから、契約額の多寡や工期の長短にかかわらず、慎重な検討が必要。
- なお、建設業の生産性向上に向けた取組みは非常に重要と考えており、さらなる生産性向上に向け、電子契約の普及促進に向けた取組みを強化する予定。

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四～十六 (略)

2 (略)

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

○建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)(抄)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 (略)

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第十九条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し
- 二・三 (略)

3～8 (略)

(帳簿及び図書の保存期間)

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿(第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負つた建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき(当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき)から五年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間)とする。

2 (略)

○民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2・3 (略)

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 (略)

## 【広辞苑】

○署名:文書に自分の姓名を書き記すこと。法律上は、自署又は自署捺印を原則とするが、商法や会社法においては記名押印でもよいとされる…

○記名:氏名を記すこと。署名と区別し、他人が代わって書いて氏名を記すこと。

## 参議院 予算委員会(令和6年4月24日)(抄)

構造的な賃上げを実現するには、発注者と建設業者とがパートナーの関係にあるとの意識の下、発注者含め、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させていく、こういった必要があると認識をしています。

このために、公共工事、民間工事を問わず、国が適正な労務費の基準を示し、これを著しく下回る見積りや契約を禁止するとともに、資材高騰が顕在化した場合の適切な転嫁によって労務費へのしわ寄せを防止する取引ルールを定め、これらについて発注者を含めた当事者間において遵守するよう促す法案、これを今国会において提出をしているところです。

…官民連携して社会課題を克服していく新しい資本主義の考え方に基づいて、適正な価格転嫁が可能な環境を整備し、…発注者の意識改革に取り組み、そして建設業の担い手確保、そして持続的な発展、これにつなげていきたいと考えております。

## 参議院 本会議(令和6年12月4日)(抄)

建設業はインフラ整備や災害時の応急対策などを担う地域の守り手であり、今後もその役割を果たしていただかなければなりません。

このため、安定的、持続的な公共投資を推進いたしますとともに、適正な労務費の確保や価格転嫁、働き方改革、生産性向上を促進することなどにより、担い手の確保に取り組んでまいります。



出典:官邸HP

# 建設工事請負契約における電磁的措置の 技術的基準に係るガイドラインについて

---

令和7年3月4日  
規制改革推進会議  
デジタル・AI WG

## 請負契約の電子化

- 建設業法では、後日紛争の防止、請負契約の「片務性」の改善等の観点から、建設工事の請負契約の当事者に対し、工事内容や請負代金の額、工事着手・完成の時期等について記載した書面の相互交付を義務づけている一方、書面による手続きに代えて、一定の基準を満たす場合には、電磁的措置による契約締結を認めることで、電子商取引の促進を図っている。
- 安全な電子商取引を促進する観点から、建設工事の請負契約を締結しようとする者の参考として、平成13年に「技術的基準」に係るガイドラインを策定・公表。

## 電子契約において求められる技術的基準

- ① 見読性(契約書のファイルがディスプレイ等に表示され、出力できるものであること)
- ② 原本性(契約書の中身が改変されていないことを確認できるものであること)
- ③ 本人性(契約の相手方が本人であることを確認できる措置を講じていること)

※①～③は、いずれも建設業法施行規則第13条の4第2項に規定

※①②については、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」に詳細な基準を規定

## 提案内容

※規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)を参考に国交省にて要約

- ガイドラインは通知から既に**20年以上**が経過しており、進歩の激しい情報通信技術や、ガイドラインの名称にある法令条項すら最新情勢に対応していない。このため、事業者から見て制度が不透明であり、契約のデジタル化を阻害する要因の一つとなっている。
- ガイドラインを最新の情報通信技術や社会情勢を踏まえた内容に改定すべきである。
- その際、ブロックチェーン技術のような最新技術や、グレーゾーン解消制度で一定要件のもと認められた立会人型電子署名(ガイドラインでは当事者型電子署名のみを認めているような記述となっている)についても反映すべきである。
- なお、経団連の**2021年度規制改革要望**において契約の電子化を進める要望を行ったところ、国土交通省からはガイドラインの改定について必要な検討をする旨の回答があったが、現時点で改定に向けた動きが確認できない。期限を区切って、早急にガイドラインを改定すべきである。

## 対応の方向性

- 現行のガイドライン(平成13年公表)は、その後の技術進展に対応できておらず、要件が必ずしも網羅的でないことは承知しており、令和7年内の早急な改正を検討。
- ➡ 改正に際し、ご提案内容を踏まえ、有識者や関係各省の意見も十分に伺いながら、具体的な改正方針を作成。

## 【参照条文】

## ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十六 (略)

2 (略)

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

※国土交通省令で定める措置 (講じた場合に見読性、原本性(技術的基準ガイドラインで規定)を満たす必要)

○建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第13条の4より引用

1 インターネット回線に接続されたPCを用いる以下のもの

(1)契約当事者のPC間で請負契約の内容又はその変更内容を送信し、受信者の使用に係るPCファイルに記録する措置

(2)契約当事者のPCファイルに記録された契約内容をインターネット回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方のPCファイルに当該契約内容を記録する措置

(3)契約当事者のPCファイルに記録された契約内容をインターネット回線を通じて相手方の閲覧に供する措置

2 電磁的記録媒体に契約内容を記録・交付するもの

## 【参照条文】

○建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン(抄)

(平成13年3月30日)

### 2. 見読性の確保について(規則第13条の2第2項第1号関係)

情報通信の技術を利用した方法により…契約事項等…をディスプレイ、書面等に速やかかつ整然と表示できるようにシステムを整備しておくことが必要である。…

### 3. 原本性の確保について(規則第13条の2第2項第2号関係)

#### (1) 公開鍵暗号方式による電子署名

…契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

#### (2) 電子的な証明書の添付

(1)の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものである…ことを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。…